

令和7年10月30日

まちづくり委員会資料

道路空間の有効活用に向けた道路占用許可基準の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

道路空間の有効活用に向けた道路占用許可基準の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、川崎市道路空間活用基本方針（令和6年10月策定）に基づき更なる道路空間の有効活用に取り組むため、ほこみち制度等に基づき設置が想定される看板、食事施設、自転車駐車器具など道路利用者の利便を増進する施設に関する許可基準案を策定し、これについて、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、5通（意見総数7件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「道路占用許可基準改正案」に関する意見募集
意見の募集期間	令和7年9月4日（木）から同年10月3日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	・市ホームページへの掲載 ・市政だより（令和7年9月1日号）への掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）での閲覧 ・各区役所、支所、出張所、市民館及び図書館での閲覧 ・建設緑政局道路河川管理部路政課での閲覧
結果の公表方法	・市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）での閲覧 ・各区役所、支所、出張所、市民館及び図書館での閲覧 ・建設緑政局道路河川管理部路政課での閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	5 通（7 件）
電子メール	5 通（7 件）
FAX	0 通（0 件）
郵便	0 通（0 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の概要と対応

「道路占用許可基準改正案」に対して、基準の運用や歩行者利便増進施設に関する御意見が寄せられました。

寄せられた意見は、今後の取組を進める中で参考とさせていただくもの等であったことから、当初案のとおり「道路占用許可基準」を改正いたします。

（1）意見に対する本市の考え方の区分の説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）

（2）意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 道路占用許可基準の運用に関すること	0	0	4	0	0	4
2 歩行者利便増進施設に関すること	0	0	1	2	0	3
合計	0	0	5	2	0	7

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 道路占用許可基準の運用に関すること（4件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	街路樹の作り出す木陰は、市民の貴重な財産であるから、オープンカフェの設置により、お店や、お店にお金を払った人だけが独り占めするようなことのないように基準を定めてもらいたい。	歩行者利便増進施設に係る道路占用許可基準の運用に当たっては、周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成、まちづくりに関する計画や方針等との整合、地域との合意形成などが重要であるため、道路空間活用基本方針に基づく道路空間活用の方向性を踏まえて取り組んでまいります。	C
2	利便増進施設の設置に当たっては、道路利用者や沿道住民の意見が十分に反映される基準にしてもらいたい。		C
3	食事施設・購買施設の基準案のうち「利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮」することとしている部分について、当該施設に行列ができる際に行列の整理を行わせるなど、無秩序に道路が使用されることのないように基準を運用してもらいたい。		C
4	道路に看板や露店が突然設置される可能性が有るということか。		C

(2) 歩行者利便増進施設に関すること（3件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	利便増進施設としてベンチの占用を認めていただきたい。	ベンチにつきましては、これまでも道路占用許可基準に基づき、一定の歩行空間の確保等の基準を満たす場合に設置を許可しています。道路法が定める利便増進施設としてベンチの設置を検討する際も、安全で快適な歩行空間の確保が重要であるため、引き続き、基準に照らしながら設置の可否を判断してまいります。	C

2	良好な景観を形成する広告塔や看板とは、どのようなものか。	デザイン、色等が周辺環境と調和し、また、広告内容が設置する地域にふさわしいと感じられる広告塔や看板です。	D
3	商業広告を含む広告塔や看板は「良好な景観を形成するもの」と考えられないので設置を認めるべきではない。	デザイン、色等が周辺環境と調和し、また、広告内容が設置する地域にふさわしいと感じられる広告塔や看板を設置させることによって、良好な景観を形成するよう取り組んでまいります。	D

道路空間の有効活用に向けた道路占用許可基準の一部改正について

令和7年8月28日
建設緑政局路政課

1 道路空間活用基本方針について

本市では、令和6年10月に川崎市道路空間活用基本方針を策定し、地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進するため、道路空間活用の方向性を整理した。この度、当該方向性に基づき、ほこみち制度や都市再生特別措置法に基づく占用特例制度に対応するための道路占用許可基準を定める。

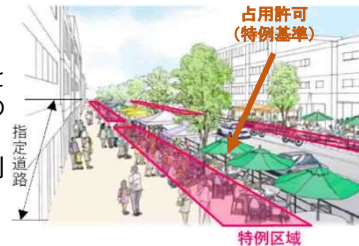
道路空間活用の方向性

- ◆安全で快適な歩行者中心の空間の創出◆
 - ・周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成
 - ・居心地が良く歩いて楽しめる道路空間の形成
 - ・立看板等の不法占用解消への対応や道路占用に係る条例、基準等の改正
- ◆地域性を活かした道路空間の活用◆
 - ・地域性に応じた取組の推進
 - ・まちづくりに関する計画や方針等との整合
 - ・地域課題の解決に資する取組の推進
- ◆官民連携による取組の推進◆
 - ・地域との合意形成
 - ・持続的な活用主体の確保

2 ほこみち制度等による特例占用の概要(参考)

(1) 各制度の概要

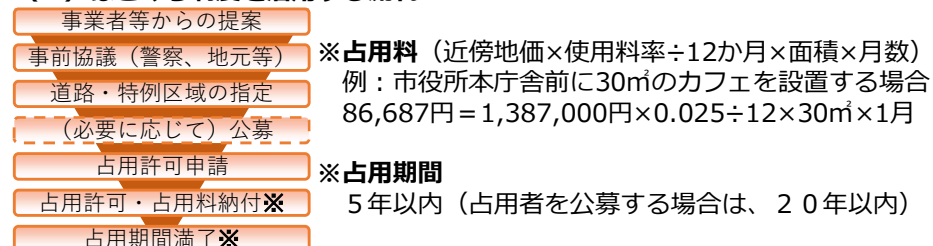
- ◆道路法に基づく特例占用（ほこみち制度）◆
歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路において、道路管理者が利便増進施設の適正かつ計画的な設置を誘導する区域を指定し、その範囲において、オープンカフェ、露店等の利便増進施設の占用を特別に認める制度
- ◆都市再生特別措置法に基づく占用特例制度◆
都市再生整備計画に位置付けた範囲で、道路管理者が指定した区域に設けられる利便増進施設の占用を特別に認める制度



利便増進施設の主なもの ※	ほこみち	都市再生
広告塔、看板、食事施設、購買施設、貸自転車の自転車駐車器具	○	○
ベンチ、街灯、標識、旗ざお等	○	—

※ 地域の賑わい創出を目的としたイベントのために一時的に設置するものであれば、ほこみち制度等による特例占用を用いることなく、占用可能。

(2) ほこみち制度を活用する流れ



3 道路占用許可基準の改正の目的・概要

川崎市道路空間活用基本方針に基づき、ほこみち制度等によって設置が想定される看板、食事施設、自転車駐車器具など道路利用者の利便を増進する施設に関する許可基準の特例を設ける。

道路占用許可基準

ほこみち制度等の特例基準（既存基準を緩和する基準の新設）

対象物件：利便増進施設

- ・広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・自転車を賃貸する事業の用に供する自転車駐車器具 など

4 特例基準(案)

(1) 国が定める基準の準用

国が定める都市再生特別措置法による特例占用の許可基準※1及びほこみち制度の許可基準※2を準用する。

※1 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（平成23年10月20日付け国土交通省国道路第22号）」

※2 「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国土交通省国道路第24号）」

(2) 許可基準の内容（一例）

オープンカフェなど食事施設・購買施設の主な基準

- 目的主体**
 - ・販売される物品又は提供されるサービスが一般的に派生する需要に対応したものであること。
 - ・広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること。
- 場所**
 - ・道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けること。
 - ・利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占用許可の適否を判断すること。
- 構造**
 - ・倒壊、落下その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないこと。
 - ・道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため、構造を工夫して、必要最小限度の規模とすること。
 - ・爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するものの（道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）でないこと。
 - ・悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するものでないこと。

5 今後のスケジュール

- 令和7年8月28日 まちづくり委員会（所管事務の報告）
- ～10月上旬 パブリックコメント
- 11月上旬 道路占用許可基準の改正・施行
- （参考）12月議会 占用料徴収条例の改正・施行（食事施設等の占用料新設）